

宮代町税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(町民税の申告) 第 3 6 条の 2 (略) 2 ～ 8 (略) 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号） <u>第 2 条第 1 6 項</u> に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 6 3 条の 2 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（ <u>同条第 1 6 項</u> に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対	(町民税の申告) 第 3 6 条の 2 (略) 2 ～ 8 (略) 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号） <u>第 2 条第 1 5 項</u> に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 6 3 条の 2 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（ <u>同条第 1 5 項</u> に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対

改 正 後	改 正 前
して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 及び(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)	して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 及び(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)

改正後	改正前
(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) 及び(4) （略） (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</u> (6) ～ (8) （略） 3 （略） （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 （略） 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等</u>（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報</u>（同法第95条の2第2項に規定する特	(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) 及び(4) （略） (5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____ (6) ～ (8) （略） 3 （略） （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 （略） 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u> _____ <u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等</u>（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>を提示</u>

改 正 後	改 正 前
3 (略) 附 則 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 1 0 条の 2 (略) 2 ～ 2 2 (略) 2 3 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 2 4 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 2 5 法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 2 6 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 2 7 及び 2 8 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 0 条の 3 (略) 2 ～ 1 3 (略) 1 4 町長は、<u>法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。</u> 1 5 (略) 1 6 (略)	3 (略) 附 則 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 1 0 条の 2 (略) 2 ～ 2 2 (略) 2 3 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 2 4 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 2 5 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 2 6 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 2 7 及び 2 8 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 0 条の 3 (略) 2 ～ 1 3 (略) 1 4 (略) 1 5 (略) <u>(平成 2 8 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u> 第 1 0 条の 4 法附則第 1 6 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の<u>規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日（第 5 4 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第１６条の２第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、１月３１日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u> <u>（１）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の４第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係</u> <u>（２）法附則第１６条の２第１項に規定する被災住宅用地の上に平成２８年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>（３）当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>（４）その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>２ 法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。</u> <u>３ 法附則第１６条の２第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下の項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> <u>(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> <u>4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u> <u>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</u> <u>第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出</u>

改正後	改正前
	<u>しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及</u>

改正後	改正前
(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の4 法附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について<u>法附則第16条の2第6項</u>(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が<u>令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号まで</u>に掲	<u>び地積並びにその用途</u> (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 <u>4 法附則第16条の3第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の6 法附則第16条の4第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について<u>法附則第16条の4第6項</u>(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が<u>令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号まで</u>に掲

改正後	改正前
げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の2第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の2第1項</u>（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) （略） 2 <u>法附則第16条の2第1項</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和7年度分及び令和8年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 <u>法附則第16条の2第4項</u>に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 及び(2) （略） (3) 特定被災共用土地に係る<u>法附則第16条の2第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) （略） (5) <u>法附則第16条の2第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 <u>法附則第16条の2第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出に	げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の4第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の4第1項</u>（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) （略） 2 <u>法附則第16条の4第1項</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 <u>法附則第16条の4第4項</u>に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 及び(2) （略） (3) 特定被災共用土地に係る<u>法附則第16条の4第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) （略） (5) <u>法附則第16条の4第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 <u>法附則第16条の4第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出に

改 正 後	改 正 前
については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

宮代町都市計画税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則 (法附則第 15 条第 36 項の条例で定める割合) 4 法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合) 5 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (法附則第 15 条第 41 項の条例で定める割合) 6 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (6) (略) (読替規定)	附 則 (法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合) 4 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合) 5 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合) 6 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (6) (略) (読替規定)

改 正 後	改 正 前
17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項</u>まで、第36項、第37項、第41項若しくは<u>第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項</u>まで、第37項、第38項、<u>第42項</u>若しくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

宮代町国民健康保険税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(課税額)	(課税額)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 6 万円</u> とする。	2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 5 万円</u> とする。
3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 6 万円</u> とする。	3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、 <u>6 6 万円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、 <u>2 6 万円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。	第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、 <u>6 5 万円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、 <u>2 4 万円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険	(2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険

改 正 案	現 行
者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) 2～3 (略)	者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) 2～3 (略)

宮代町スキップ広場条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第 5 条関係）		別表（第 5 条関係）	
区分	1 時間あたりの使用料	区分	1 時間あたりの使用料
全面	5 0 0 円	全面	4, 0 0 0 円
1 / 5 面	1 0 0 円	半面	2, 0 0 0 円
		1 / 5 面	8 0 0 円
備考		備考	
1 使用料には、電気料を含む。		1 使用料には、電気料を含む。	
2 営利又は宣伝を目的としない場合で入場料及びその他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときの使用料は、次のとおりとする。この場合において、入場料等が 2 種類以上定められているときは、その最高額の入場料等とする。		2 公益的な市民活動における使用料は、上記使用料の 4 分の 1 の額とする。	
ア 入場料等が 1 人当たり 1, 0 0 0 円以下のときは、当該基本使用料の 1. 2 倍の額とする。			
イ 入場料等が 1 人当たり 1, 0 0 1 円以上 3, 0 0 0 円以下のときは、当該基本使用料の 1. 5 倍の額とする。			
ウ 入場料等が 1 人当たり 3, 0 0 1 円以上のときは、当該基本使用料の 2 倍の額とする。			
3 営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日という。）は当該基本使用料の 4 倍の額とし、それ以外については、当該基本使用料の 2 倍の額とする。			
4 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。			

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第1条による改正

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行う</u> __こと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続

改 正 案	現 行
き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者をいう。 4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保	き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来

改 正 案	現 行
<u>育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力者を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> _____ _____ (2) (略) 6 (略) 7 <u>前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法</u> _____第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) (略) (連携施設に関する特例) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる町長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保	<u>の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) 4 (略) 5 <u>前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</u>第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) (略) (連携施設に関する特例) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる町長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保

改 正 案	現 行
をしないことができる。 5 ～ 1 0 (略)	をしないことができる。 5 ～ 1 0 (略)

第2条による改正

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援</u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 及び (3) (略) <u>2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の</u>	(趣旨) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行う</u> こと。 (2) 及び (3) (略)

改 正 案	現 行
<u>各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分</u>	<u>2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2</u>

